

ころさない・ころされない・ころさせない

イヤです 非通 戦信



発行:2008・12/20
第13号

発行:「靖国合祀イヤです訴訟」と
共に闘う会

連絡先: 大阪市中央区内淡路町1-3-11

シティコープ 上町402市民共同Wi-Fi SORA内

ファックス: 06-7777-4925

http://www.geocities.jp/yasukuni_no/

結審 報告

09 2/26 いよいよ判決です

こころ揺さぶる! 弁護団、原告の最終陳述

司法・裁判官のこころに届くのか?

2008年11月25日、大阪地裁で「靖国イヤです訴訟」の最終弁論がおこなわれました。2006年8月11日に提訴したこの裁判は、2年3ヶ月を経て結審となりました。

さて、最終弁論となったこの日は、原告、被告の双方から口頭での陳述がおこなわれました。原告の方からは弁護士4人と原告本人2人が、被告の方からは靖国神社の代理人として弁護士が1人、それぞれ口頭で陳述しました。

最初、康弁護士から、最終準備書面の第二部「第一章 訴えの適法性」にそって、被告側の主張への反論がおこなわれました。

靖国神社側は、あくまでこの訴訟を法律上の争訟性はない、つまり裁判に訴えてその真偽や正邪を判断することのできない問題であると主張しています。「遺族の承諾の要否を巡る論争は、被告靖国神社の教義の当否の問題で」としているのです。

しかしながら、原告が問題にしているのは、自分たちの父や叔父や兄たちが遺族の意志に反して合祀されたことです。それは単に靖国神社の教義に留まっているものではなく、外部的行為、つまり靖国神社にとっての他者、その価値観を受け入れがたいと感じている人々に対しておこなわれた行為なのです。

また、原告らは合祀取り消しという宗教行為を裁判所に求めているわけではありません。合祀をなか

ったことにして欲しいというのが原告の切実な願いではありますが、裁判所に求めている請求の内容は、最初から最後まで、慰謝料の請求と霊璽簿等からの氏名抹消であって、民事訴訟がなしうる以上のことを求めているわけではありません。

さらに、同書面の第三章第四節にそって、靖国神社の主張への反論がなされました。

今回の訴訟で原告は「敬愛追慕の情を基礎とした人格権」が侵害されたと訴えているわけですが、靖国神社は、それは山口県自衛官合祀事件の最高裁判決で否定された「宗教的人格権」と同じものであって、すでに決着済みであると主張し、また原告の訴えは靖国神社の「信教の自由」を妨げるものである、と主張しています。

「宗教的人格権」と「敬愛追慕の情を基軸とした人格権」とは、靖国神社が主張するように同じものなのでしょうか? 山口県自衛官合祀事件の「宗教的人格権」という言葉が表現したのは、「静謐な宗教的環境の下で信仰生活を送るべき利益」であって、主に、信仰を持つ個々人の精神的・生活内部において実現されるような権利でした。しかし、「敬愛追慕の情」が表現しているのは、他者(追慕の対象)との関係において発生する権利であり、個々人の内部にとどまるものではありません。したがって、「宗教的人格権」とは異なった

概念であり、これは最高裁判決ではまだ判断されていないと言わねばなりません。

また、「敬愛追慕の情」は、信教の自由とは関わりなく、本人と深い関係を持っていた人との間に生じるので、宗教上の対立と見なされたり「寛容」を要求されたりするものではまったくありません。

加島弁護士から、「合祀は靖国神社がおこなったもので国は関係がない」とする国側の主張への反論がおこなわれました。

加島弁護士は、原告の親族である合祀された人々の名前を一人一人挙げながら、その時の国と靖国神社との関係を歴史的に振り返りました。まず、戦中におこなわれた合祀においては国と靖国神社は完全に一体のものでした。戦後、軍が解体され、靖国神社が一宗教法人となった後も合祀はおこなわれ続けました。戦死者の氏名から戦死の状況まで、一民間団体にはとうてい知り得ない個人情報をも国と地方自治体が組織的に集めて靖国神社に提供しなければ、靖国神社単独での200万人以上の合祀は不可能でした。この時期にさらに、戦後何年もたってから「戦没者遺族援護法」による遺族年金を申請しただけなのに、その情報がいつの間にか靖国神社に流れ、合祀の対象とされてしまいました。

こうしたことを見ていくだけでも、国と靖国神社とが戦後も緊密な関係を継続していたことは明らかです。しかしながら、国は、靖国神社への氏名等の提供を「行政サービス」だと言っているだけです。しかし、「行政サービス」なら何をやってもいいというわけではありません。どの行政サービスにも必ず法の根拠が必要とされています。ところで、靖国神社に合祀のための情報提供を行うというのは、どのような法的根拠に基づいているのでしょうか。「援護法」でしょうか。しかし、「援護法」は、遺族への金銭給付によって遺族を援護することが目的であり、靖国神社の合祀のことは一言も書いていないと指摘して、陳述を終えました。

和田弁護士から、原告のどんな権利が侵害されたのかに関して、準備書面の第三章にそった陳述が行われました。

人が自分のことについて「自身の意に反する不当な評価・規定をされない」という権利は人格権として保護されるものです。これと同様に、人格の形成にとって不可欠な他者——近親者等——について、他人が勝手な評価をする時、それは、個人の人格権を侵害するものと言わざるを得ません。

故人の名誉やプライバシーが侵害された場合、遺族の敬愛追慕の情の侵害が認められて損害賠償を命ずる判例が実際にあるわけです。だから、原告の方々が抱えている肉親に対する思いとはまったく異なった意味づけをする靖国神社の合祀という行為によって、この権利が侵害されたために、損害賠償を請求しているのです。（3頁に全文掲載）

菅原さんと古川さんから、全原告を代表してあらためて意見の陳述がなされ、それから原告側最後の陳述として井上弁護士が本件訴訟の意義・目的を端的にまとめた文章を読み上げました。これらに関しては、4～7頁にその全文が掲載されていますので、そちらをご覧ください。

被告の方では、靖国神社側の代理人が最後の陳述を行いました。

靖国側の主張は三点です。第一点は、やはり法律上の争訟性がないということでした。原告らは「霊璽簿等からの氏名抹消」だけを求めているというが、それらは合祀とは切り離せないものであると主張し、合祀に関しては、「創立以来、遺族の遺志とは無関係に合祀基準を定めてきた」——話し方こそ穏やかではありましたが、これほど傲慢な見地があるのでしょうか——と言い切りました。

第二には、やはり山口県自衛官合祀判決を持ち出して、護国神社の合祀の自由は認められており、これは靖国神社にも当てはまるのだと主張しました。

第三に、たとえ遺族の意志に反する合祀が行われたとしても、「敬愛追慕の情を基軸とした人格権」は法的に保護される権利ではなく、すでに最高裁で否定された「宗教的人格権」を言い換えたものに過ぎない。靖国神社は、遺族に合祀したことを通知はするが、儀式への参加を求めたり、本人達の信仰を邪魔

立ててはいない。こうしたことから、この訴えは却下すべきであると述べて、最後の陳述を締めくくりました。

🌸、これで泣いても笑っても、最終弁論は終了しました。判決は2009年2月26日です。(なにか意味ありげな日付ですが…。)これまでの訴訟にはなかった国と靖国神社との関係を克明に描き出した新たな証拠も出されました。靖国神社そのものをも被告としたこの裁判に、どんな判決が出るのでしょうか。大いに注目したいところです。

吉岡 奈保子

意見陳述書

弁護士 和田義之

- 1 原告ら代理人の和田です。本件訴訟において、原告らは被侵害利益を、「家族的人格的な紐帯の中で、本件戦没者を敬愛追慕する人格権」として措定しておりますが、私からは、その内容について説明いたします。
- 2 まず、前提として、人の自身に対する意義付け、イメージ付けの重要性について述べます。人は誰しも、社会の中で生活を営んでおり、その中で自らの生存の意義を見出し、自身についての現在及び将来のイメージを形成します。そして、その形成したイメージが他者に承認されて初めて、充足された意味のある生活を送ることになります。それは、たとえば、子煩悩な父親というイメージであったり、仕事熱心な企業人というイメージであったり、ボランティアをしながら社会に貢献する市民というイメージであったり、または、古来からの伝統を重んじる保守的知識人というイメージであったりします。大切なのは、それが単なる自己満足に終わるのではなく、他者からそのように認められて初めて、人は社会における自身の立ち位置に満足し、社会的に

充足した生活を感じられるということです。そして、ここにいう社会的に充足した生活がすなわち、憲法で保障された人格的生存に他なりません。

であるからこそ、自身に対するイメージ付けを損なう不当なラベリングが第3者によりなされ、流布された場合、それは個人の人格的生存を脅かす行為、すなわち個人の人格権を侵害する行為として、違法との評価を受けることになります。このことは、名誉権侵害であるとか、著作物における著作者人格権の侵害に該当する場合に顕著ですが、人格権の保護はそれにとどまるものではありません。たとえば、自らを反戦主義者だと自認している人が、何らの根拠なく他人から戦争容認者だとラベリングされ、それを流布された場合、あるいは、自らを伝統への回帰を目指す復古主義者と位置づけている人が、他人から例えば戦後民主主義者だとイメージ付けされ、それを流布された場合、それら流布の行為は、個人の人格権を侵害するものとして違法の評価を受けなければなりません。すなわち、自身に対する自身による意義付け、イメージ付けは、人格権の一環として保護されるのです。

- 3 そして、自身の亡くなった近親者等に対して、自身が行っている意義付け、イメージ付けもまた、人格権の一環として保護されるものと言えます。なぜなら、人は自己の人格を形成するにあたって、必然的に近親者の言動、人格により影響を受けており、近親者等に対して自分なりに見出した意義、形成したイメージが、自身の人格形成、人格的生存に不可欠だと言えるからです。このことは、例えば亡くなった父親の思想的遍歴を、父親の著作物等を見聞きし、追体験していく中で、自分なりの父親像を作成していった場合や、例えば前の戦争の中で兄がどのように考え、行動していたかを知る中で、自分なりの兄に対する意義付けを獲得していった場合等を考えれば理解しやすいかと思われます。亡くなった父、兄に対して意義を付与する行為は、必然的に自己の人格的發展を促すものであるからです。であるからこそ、近親者に対する不当

な意義付けが世間に流布された場合、人はあたかも自己の人格が侵害されたかのように苦痛を感じるのです。このことを、原告らは書面の中で、「家族的人格的な紐帯の中で、亡くなった近親者と人格的に一体となっている」と表現しております。そして、かかる紐帯の中で形成された亡き近親者等へのイメージが「亡くなった近親者等に対する敬愛追慕の情」を形成するのです。

4 本件訴訟で原告になっている者は、いずれも、自身の近親者たる戦没者に対して行っている意義付け、イメージ付けと、被告靖国神社が自身の近親者に対して行っている意義付け、すなわち、天皇の赤子として死んで御国に奉仕したという意義付けが決定的に矛盾・対立しており、被告靖国神社によるかかる意義付けにより、自己の人格的生存が脅かされていると感じている者たちです。被告靖国神社は、それぞれの戦没者の個別的事情を無視して、その生、その死の意味を、単に「死んで御国に奉仕した」というただ一つの意義付けに強制的に集約し、いわばその意味を漂白しております。ある原告は被告靖国神社による合祀による精神的影響について、「自己を丸い円として、靖国神社の合祀により、その円が途中で切断されてしまっている。完全性が損なわれている」と表現したことがあります。ここで言う丸い円、または完全性という言葉は、全うした人格のことと言い換えることも可能でしょう。

5 この訴訟は決して、異なる宗教間の対立というものではありません。被告靖国神社の思想自体を批判するための訴訟でもありません。ただ、原告らが自己の人格的生存を全うするために、亡くなった自己の父、兄等の近親者を、そして、それら近親者を巡る、原告なりに形成した物語を、原告らを取り戻すための訴訟なのです。

亡き父、兄、近親者等との関わり、関係性は、その親族において最大限保護されるべきであり、他人が介入して、それを損なうことを許すべきものではありません。亡き近親者のイメージ、その生と死の意味、人生の物語を、他人が勝手に漂白・奪胎して良いものではありません。その意味で、

原告らが被侵害利益として措定した「家族的人格の紐帯の中で、本件戦没者を敬愛追慕する人格権」は、裁判規範性を有する憲法上の権利であり、本件においてまさに侵害されている権利であると言えます。

6 ある一人の原告は、合祀が継続されている現在の状況について、亡父が「靖国神社に捕らわれている」ことだとした上で、「せめて私たち個人個人が、合祀を取り下げてほしい、普通の父親に戻してほしいという願いをかけたときには、それにただ応じて頂ければ、私は、それだけが私の願いであります」と供述しました。これは原告ら全員の願いです。裁判所におかれては、この原告らの非常にシンプルな、かつ真摯な願いを実現し、原告らの権利を回復して頂きたいと考えております。

以 上

意見陳述書

本件訴訟の意義・目的

弁護士 井上二郎

本件原告らは靖国神社に「神」「英霊」として祀られている者の遺族である。しかも祀られている者との関係は自分の父、兄、叔父などきわめて近い文字どおり近親者・身内の者である。

この自分の大切な父や兄や叔父が、自分たち遺族の承諾も得ずに、神道の「神」「英霊」として、しかも国の多大の援助のもとに、祀られている。だから、原告らは靖国神社神社に祀るのを止めてもらいたいと強く要請したが、靖国神社はこの遺族の切実かつ真摯な要請を無視し、平然と祀り続けている。靖国神社の人間の意思を無視したこの傲慢で非礼な態度に遺族たち原告らが激しい怒りを覚えるのは当然である。靖国神社が他人を勝手に祀る自由があるかどうか、そんな「理論」以前の常識の問題である。しかも、これは靖国神社に批判的な遺族なら誰でもがもつ、きわめて素朴な常識である。

本件訴訟は、原告ら遺族がこのきわめて素朴な常識を根拠に、靖国神社と国が共同して

自分の大切な父や兄や叔父を無断で合祀し、靖国神社はその合祀を続けていることに抗議する意味をも込めて、賠償と霊璽簿等からの氏名抹消を求めているのである。本件訴訟は靖国神社の原告ら遺族に対する傲慢と非礼に怒りを持つ遺族の、きわめて素朴な常識に根ざした訴訟である。

靖国神社は、明らかにクリスチャンであった戦没者、真宗の住職であった戦没者を、戦没者の信仰が明らかであるのに、これらを全く無視して、しかも遺族であり同じ宗教者である遺族の意思にも明らかに反して、平然と神道の「神」として祀り続けている。これも非常識の極みである。靖国神社も宗教人なら、他人が信仰する宗教を尊重するという、この程度の常識は持つべきである。また、合祀されている肉親がクリスチャンや住職ではない原告らも、靖国神社が当該肉親を、神道の「神」として殉国の「英霊」として扱われることを強く拒否しているのである。

それを、神道の「神」として、殉国の「英霊」として、しかも遺族の明示の意思に反して祀ることは、もはや常識では計れない、原告ら遺族に対する冒涇といっても決して過言ではない。いったん無断で靖国神社の祭神として取り込んでしまった者は、その遺族がいかに反対しようともこれを取り込んで放さない。この靖国神社の態度は明らかに常識を逸脱した異様なものというほかない。

本件訴訟は、この靖国神社の非違を糾し、国の靖国神社に対する特権付与の違憲性を明らかにし、これらにより被った原告らの被害の賠償とその回復を求めるものである。

以上

原告意見陳述書

原告 菅原龍憲

二年余りにわたる合祀取り消し訴訟において、この間私なりに思いのありだけを申し述べてきたように思いますが、ここに改めて陳述の機会を与えていただきましたことを深く

感謝いたします。

この訴訟を提訴したその日に、ある新聞記者の方より質問を受けました。それは「宗教法人である靖国神社を被告にすることは、司法の宗教介入になりませんか？」というものでした。これまで靖国神社をめぐる一連の訴訟で、合祀取り消しを靖国神社に直接求める訴訟は初めてのことでした。「司法は宗教の教義に介入できない」という、法定上の問題が重くのしかかりました。

しかし、問題の根源はじつに、合祀という「宗教行為」なのです。いかに訴訟の場に乗せるためとはいえ、靖国の本質的な批判根拠を決して見失ってはならない。私たちの前に立ちただかるこの壁をどう突き抜けるのか・
・私にとって、この二年余りはたえずそんな思いに逡巡した年であったように思います。

この訴訟に至るまでに私は二十年間、靖国神社に赴き、数度にわたって父の合祀取り消しを要請してきたことはすでに繰り返し申し述べてまいりました。

靖国神社の祭神簿には、私の父は「龍音命（みこと）」と明記されています。「命」ということは靖国神社の祭神ということの意味します。そのことは以前から聞き及んでおりましたが、実際にその祭神簿を目の当たりにしたとき、私は羞恥と屈辱に身体が熱くなったことを改めて思い起こしております。

私は靖国神社に戦死者である父は浄土真宗の僧侶であったことを告げて、靖国神社の神として今もお祀り続けられていることは、まったくそれは異常な事態であり、私自身の宗教的信仰においてもそれは到底容認できないことであることを訴え続けてまいりました。

しかし靖国神社はあくまで「合祀は神社の自由な宗教行為」であり、「遺族の意向とは別に、合祀基準に該当する戦没者を合祀してきたのであって、それが設立の趣旨である」ということを理由に一切拒否をしてきました。

合祀は遺族とは無関係に神社が勝手に、一方的に決めうる事柄であるということです。

しかし宗教的信仰というのは、きわめて個別的なものであると思います。それを無視して「遺族の意向とは別に」神社が自主的に合祀をするという行為は、個人の信仰に対する

重大な侵害であり、またそれが靖国神社の「設立の趣旨」であるとすれば、まさしく権力を手段とする国家神道の思想に基づくものであることを自ら証（あかし）するものであります。

靖国神社が自らの宗教行為の自由を主張するならば、なぜ他者の宗教行為の自由を承認できないのでしょうか。いや、なぜ他者の宗教行為の自由を無視してまで祀り続けることができるのでしょうか。

このたび合祀取り消し訴訟の提訴を決意するに至りましたとき、翻って、戦時下において本願寺教団が僧侶・門徒の戦死者に下付した「軍人院号」に直面せざるをえませんでした。「軍人院号」は戦死した兵士に官位、序列に応じて院号または法名を与えたものがありますが、それは国家の戦死者に対する叙勲に倣（なら）ったものであり、戦死を名誉なものと価値付けることを意図して与えられたものであります。

それは教団における靖国的構造そのものであります。私たちの教団は戦時下において、国家神道と軌を一にして、教団自らの意志において宗祖（親鸞）の教えを見事に捨て去ったという拭いがたい歴史を持っています。

私自身あくまでその歴史的事実を凝視し、教団自らの存立の根拠たる信仰とそのありようを根底から問い直し、そこから私自身の課題として担い続けていくことを決意し、遅きに失したとはいえ私は本願寺に赴き、父の「軍人院号」を教団に返還し、教団として「軍人院号」下付の無効を宣言すべきであることを要請いたしました。

思えばこの訴訟は、今なお靖国合祀によって貶め続けられている戦死者の尊厳を回復していくことへの思いから、提訴に踏み切ったわけではありますが、それはまた自己変革をともしざるを得ないたたかいでもありました。

少し気負った言い方をさせていただければ、この国とこの国を生きる私たちが囚われ人としてある「靖国の檻」からどう解放されるか。この合祀取り消し訴訟が突きつけた、私にとってのそれは終世の課題でもあります。

2008年11月25日

原告意見陳述書

原告 古川佳子

原告の古川佳子でございます。兄二人が戦死しました。

私は1927年、昭和2年に生まれました。物心ついた頃、日本は柳条湖事件から始まった15年に及ぶ侵略戦争の真っ只中で、敗戦の時、私は18才になっていました。日本は神国で、天皇は神であり、国民は天皇の赤子、「民草」といわれました。若い男は兵士になり、女は多くの子を産み育てて皇国(すめらみくに)のために捧げるのが誉れであり、つとめでもありました。

ようやく戦争が終わり、息子の生還を待ちわびていた吾が母は、二人共戦死の報に愕然とし、悲しみと怒りを、国家と天皇に向けて数首の歌に表わしました。

- ・是に増す悲しき事の何かあらむ亡き兄二人を返へせこの手に
- ・岩角にギヤマンの瓶を打ちつけて砕きてみたき衝動を覚ゆ

この2首は、母の憶いを引き継いだ私の胸にいつも鳴り響いています。ずっと後にも、母は

- ・墓碑数多兵長 伍長 軍曹と若かり 憤ろしき

と、多くの若者を死なせた国と天皇への憤りを、戦後の国のあり方へと向けていきました。「こんな日本を啓介や博が見たらどう思うだろうか」と、息子の死が活かされない政治を嘆いてばかりで、1974年81才で亡くなりました。

1976年、「箕面忠魂碑違憲訴訟」が始まり、私は、今は亡き夫と共に原告になりました。夫は二度の兵役体験者で、天皇の戦争責任を不問にした戦後の出発と、その後の政治を批判していましたから、「忠君愛国」を誇示宣伝する忠魂碑、靖国神社を許せなかったのは当然でした。軍隊と戦争をひどく嫌っていました。

私が忠魂碑違憲訴訟を始めた49才から現在まで、靖国問題に関わりつづけた32年間は、無才の私にとっては計り知れない程の意義ある歳月でした。まっとうな歴史認識をもつ人々との出会いは、兄の戦死によってもたらされました。また、父母と兄を身近に偲べる日々でもありました。

本訴訟の原告になった動機の一つは、2005年3月3日、韓国、台湾の戦没者遺族の方々と一緒に、靖国神社に「合祀取消請求」に出向いたことです。その方々の「日本兵としてアジアの侵略に加担させ、護国の神として合祀し続けているのは、今なお植民地支配を受けているのと同じだ」という怒髪天を衝く言葉は、私には強い衝撃でした。それまで悩みながらすごしてきた合祀問題に、決着をつけるべき時が来たと私は思いました。それを避ければ、私も国や靖国神社が続ける韓国、台湾への植民地支配に加担することではないのかと自問したのです。

明治天皇の聖旨で始まった靖国合祀を、「民草」はただ感泣してひれ伏すばかりでしたが、戦後の平和憲法は、私たちに思想信条の自由と人間の尊厳を回復させてくれました。「合祀はイヤ」という訴えには憲法に適う真理があります。

国と靖国神社の密着によって、兄が「英霊顕彰」され、「殉国精神」の手本として利用されることに、私は嫌悪と痛みを感じています。兄を天皇の忠臣から解放してほしいのです。

行動を起こすことが変革の第一歩だと自らを励ます日々でございます。

陳述させていただき感謝いたします。

2008年11月25日

09年カレンダー
2/26に◎も!

お忘れなく!大阪地裁で
お会いしましょう!!



傍聴雑感

芝先良樹



2年4ヶ月12回、ご苦労様でした。色々と教えられることの多かった公判でしたが、印象深いのはやはり〈敬愛追慕の情〉と「明治天皇の聖旨」と感じています。

「国家の大事に斃れたる者」を〈神〉として祀るのだからその〈神〉はあくまで国家のものであり、遺族のものではない。それは神聖無比の〈恩典〉であり、誉れと思いきそすれ、その死を悼み悲しむ（追悼）など許されない。下らない侵略戦争に狩り出され、〈生命〉を奪われたのみならず、その〈死〉までも奪って当然、「お父さんも喜んでいてと思いますよ」という傲慢不遜、一体何故の不条理さなのか。そんなことを考えさせられました。

「明治天皇の聖旨」、「元服」前の15、16才のガキ(1852.9.22 生)、10年後でも「全体遅鈍の御天質にて一通り奉接候ては乍恐不分」(教育係元田侍補)の一体何が「聖旨」なのでしょう。

江戸時代には元より「近代天皇制」も「靖国神社」も存在していません。そもそも「明治維新」が王政復古という薩長「有司」らによる軍事クーデター、一徳川慶喜(議定)を含む連邦国家制(大名会議=公武政体派、幕府派、上級貴族)という多数派に対する一でありました。

少数派故軍事クーデターによってしか権力を奪取出来なかった。「今日に相成候ては、戦いに及ばず候へは皇国の事は其限り水泡」(大久保利通)一近頃何かと物議を醸す男の祖父、ちなみに祖父は「大臣は現神という言葉も知らぬほど国体については低能。・・・これではマッカーサー司令部に馬鹿にせらるるであろう・・・」といわれた御仁(侍従次長木下道雄)一その政権の正統化のために「天皇」を政治的、宗教的権威として創り出すし

か権力を維持することはできなかったといえるでしょう。

没後称号として天皇号が「復活？」するのは平安中期の村上天皇以来約900年ぶり（光格天皇）の事でした。その間はすべて〇〇院でした。お上、主上、天子と呼ばれる存在も武士階級や京大阪の一部を除けば殆ど認識すらされていなかった。明治政府が「天皇制」があたかも天照大神以来「皇統」が連綿と続いているとでっち上げるため、全てを天皇と書きかえた。「天皇」の権威化は尊皇攘夷、討幕運動の過程で形成されてきたものでした。

「志士たち」を討幕運動に動員するための「装置」として戦死者や処刑者の霊を呼び戻し祭り誉める（顕彰）と同時にさらなる死を求める。―「益々忠節を抽ずべし」―、そして「招魂」なる儀式がつくられていく。

死＝靈魂の遊離という古来の死の生観に於いてその遊離を呼び止めようとする「招魂」は行われても、死者の霊を呼び招く事は禁忌とされていました。

又その一方で霊を祀るということは〈崇り〉を防ぐ―菅原道真の例を引くまでもなく、崇られるような事を自らが行ったと言うことを自覚している（マダまし？）―、中でも戦死、海難者がよく崇るとされてきたのでしょう。従って戦闘の終結後は敵、味方の区別なく手厚く供養がされてきたのでしょう。

自派の戦死者のみを祀り、敵方の死者は埋葬すら禁じ（会津白虎隊）鳥や野犬の食い荒らすにまかせる、死んでも賊として、「道不知醜の奴」（1868.6 江戸城西の丸招魂祭）、「内外の国の荒振寇等」（靖国祭文）―「死ねばみな仏様」等という某の戯言とは縁もゆかりもない―として峻別することで〈自己〉の権威付けを計る、そうした古来の死生観の180度の転換、転倒によって創り出されたものこそが「靖国神社」であり、表裏一体のものとしての「近代天皇制」であったのだと思います。

自派の戦死者の霊を統べる取り込むことで「祭祀者」自らが神格化していく、それが「現神」を創り出す回路だったのでしょう。

従ってその維持、再生産のためには常に新たな霊が必要とされたのでしょう。

それが台湾出兵、朝鮮出兵（「江華島事件」）以来一貫した侵略戦争＝植民地支配を不可避とした大きな要因の一つだと思います。そしてその挙句の果てが3000万人（+300万）でした。

「戦後」、東条以下のA級戦犯にのみ責任を負わせることによって昭和天皇を免責した東京裁判、自らが〈被告〉とならなかったことに対して「貴司令官に謝意を表し」た（天皇マッカーサー会見11回）天皇でした。（反「東京裁判史観」は果たして御意に合うのでしょうか？）しかし同時に免責されたものは侵略戦争の実行者として我々国民の戦争責任でした。

それは未だに「不問」に付されている。そのことが問われているのだと思います。

とりあえず結審しました。でもあまり疲れてもいられないようですね。ヤレヤレ・・・。

判決もこの耳で！ 判決裁判ぜひ傍聴を！

★ 2月26日（木）11時
傍聴希望者の抽選があります。
裁判所正面玄関前、10時集合です
★ 大阪地裁202号法廷
午後1:30からはエル大阪南館72号で判決
かみ砕き学習集会を行います。

判決前夜集会

★ 2月25日（水） 午後6時半～
★ エル大阪南館101号室
★ 講演 田中伸尚さん（予定）
★ 会場費 800円

中国人強制連行受難者と結ぶ

11月初め、久しぶりに高金素梅（チワスアリ）さん御一行にお目にかかった。中国・天津で開かれた「中国人強制連行殉難者追悼式典」を支援するために、忙しい中、わざわざ来てくれたのです。

彼女の発言は同じ日本軍国主義の被害者として、自身が闘いの先頭に立ってこられた迫力に満ちていた。本会議では、チワスさんは300人近い強制連行被害者を前に、一昨年、靖国神社での台湾原住民族による闘いを映像を交えて紹介された。連帯を求めつつも、被害者自身が最先頭に立って闘い続けるその姿に、会場は興奮のるつぼと化していました。同じ境遇に置かれたわが身に置き換えた強制連行被害者にとって、それは殊の外新鮮であり、どれ程勇気づけられたことでしょう。

昨年の北京オリンピック開会式への参加を併せ、近頃、チワスたちは中国本土との関わりを強めています。そのことに、ときおり一部の支援者からも“違和感”が語られるのを耳にすることがあります。私はこうした想いの中に、無意識に高所に立って、彼女たち原住民族の闘いを“エスニック志向（趣味）”の枠内に止めておきたいとする（無意識の）悪意を感じてしまいます。

台湾原住民族の真の解放が、中国本土は言うに及ばず、アジア各地の広範な被害者と連帯し、共に闘い続けることではじめて成し得ることを、彼女たちが一番よく知っています。

チワスは報告の最後をこう締めくくりました「・・・私たち台湾原住民はあなた方と想いを共有しています。それは私たちが共に日本軍国主義によって言葉では言い尽くせない被害を被ったからです。私たちは犠牲者を悼むと共に、次の世代として彼らの「公道」を取り戻す義務を負っています。犠牲者が本当に

心安らかに眠れるとするならば、それはあなた方が、「公道」を求め、闘い続けるその姿を見るときです。台湾で苦難の中で闘い続ける私たち原住民族は、永遠にあなた方と共にあります・・・当初、私たちは絶対的少数者であり、孤独な闘いを強いられていました。しかし、私たちが闘い続けることで、多くの人たちが私たちを理解し、私たちを支援するようになりました。

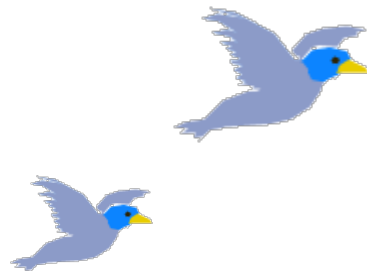
もし、私たちが今闘わなければ、この受難の歴史は次の世代に伝わりません。

おそらく、勝利の果実は我々の元には届かないでしょう。

しかし、私は、私たちが闘い続けることで、次の世代が必ずこの闘いを引き継いでくれると信じています。それこそが私たちの勝利です！」と。

強制連行被害者たちは、チワスたちに対する感謝と敬意を表すために、早朝出立するチワスたちを見送ろうと、80才を越える生存者も含めたほぼ全員が、まだ寒い6時頃からホテル前に集まっていた。チワスたちが現れると、一斉に駆け寄り、思い思いの別れを告げていた。それは“しばしの別れ”です。強制連行被害者たちは、チワスたちと一つの約束をしていたからです。それは近い将来、自分たちもまたチワスたちと肩を並べ、共に闘うことを誓っていたからです。

by モーメン



おたより

あちがましい師走、みなさん風邪引かないように、良い09年に向かって、共に更に一歩を!

《11月》

◆いよいよ山場ですね。11月25日、都合がつけば参加させていただきたいのですが、何分交通費がかさむので・・・(岡山S.Y)

◆厭戦庶民の会33名と共に11/9靖国神社を見物します。加島宏先生は私の恩師です
(逗子市S.M)

◆カンパ滞納して本当にすみません。いつも通信ありがとうございます(生駒市K.M)

◆会員に入れてくださいよろしくお願いします(高槻N.Y)

【事務局より】ありがとうございます。末永くよろしくお願いします。

◆川柳・欲望と戦争で一年弱すぎる

・大臣も総理も世襲化江戸時代

・侵略の反省なくして国防なし

・侵略を否定じゃ又侵略 (河内長野K.E)

◆会費を何時まで納めているか?わかりません。とりあえずカンパ送ります。未納分あったら教えてください(下関F.T)

【事務局より】08年4/2に入金ありました。09年分の会費としていただきます。ありがとうございました。

◆通信ありがとうございます。合祀のこと、何も行動してないので、せめてカンパを!

「靖国から出たい」その個人の意志を封じ、強制することが恐ろしい。どんな根拠を持って権力を行使するのか疑問です(大阪T.A)

◆更迭されてもなお「日本の侵略を否定する考え」を主張する田母神前空幕長。彼の考えを支持するバックの大きさが問題(刈谷市S.A)

◆少ないですが、カンパ送ります(藤江市Y.H)

◆ただお願いします。よろしく(松原F.K)

◆先日(11/21)の『週刊金曜日』に山口泉さんが『戦後日本』の「平和」思想の欺瞞』について記されてました。沢田研二さんの『我が窮状』を聴いて「英霊の涙変えて授かった宝だ」という歌詞には私も「うわーちょっとマズイなー」と感じました。が、「ちょっと」

どころか大きな問題『受動的「平和」と主体的「反戦」とをわかつもの』と指摘されていきました。たしかに『沢田自身のある種の善意』はしっかりと磨かれんと『改装された天皇制とアメリカの二重構造に支配されている国民国家』と対峙できません。戦後民主主義大衆の窮まった心性を革めるべく、ジュリーともどもに闘いましょう。カンパ送ります

(大阪M/T)

《12月》

◆皆さんお元気ですか。私も元気ですごしております(四日市O.M)

◆「天皇教」の「天皇の神社」ヤスクニを相手の闘いは、どの様に論理を尽くしても殆ど勝ち目はないのだけれど、だからこそ、NO!事務局の皆さんと原告代理人の先生方のおかげでたのしく一審の終わりを迎えることが出来ました。またこれからもよろしくお願い致します(箕面F.Y)

各地訴訟日程

沖縄・靖国合祀 ガッティンナラン! 訴訟

次回 3月10日 11時～
次々回 5月12日 11時～
那覇地裁

東京・ノーハプサー

次回 2月23日 11時～
次々回 4月27日 11時～
東京地裁

軍・軍裁判 結審

1月27日 11時～
東京高裁